

時代区分 III (4) - 尖閣諸島の開拓に関する資料

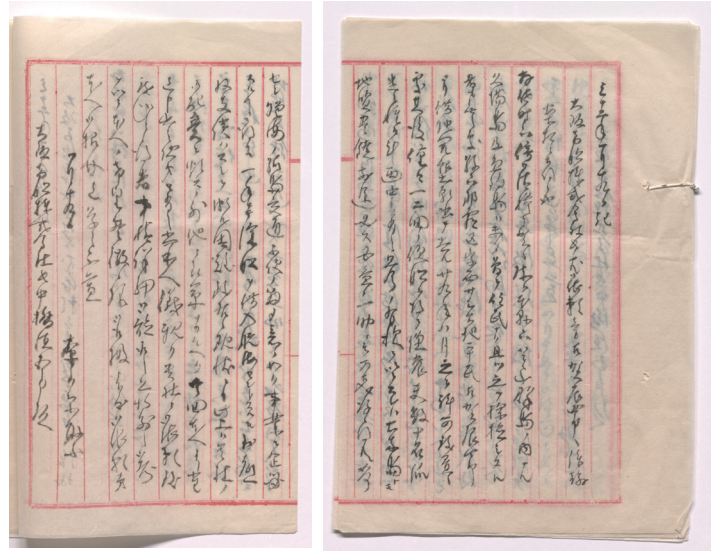
沖縄県知事が商船会社に尖閣諸島への寄港を求める書簡

No.40 文書

報H28/P12

[久場島への寄港につき古賀辰四郎より願の件
大阪商船株式会社長宛依頼
沖縄県知事(奈良原繁) → 中橋徳五郎]

[1899年(明治32年)1月19日]



所蔵: 那覇市歴史博物館

作成年月日	[1899年(明治32年)1月19日]
編著者	[奈良原繁][横内扶写]
発行者	-
収録誌	文書[6827](横内家文書)
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有(複写物)
所蔵機関	那覇市歴史博物館
利用方法	那覇市歴史博物館で利用手続きを行う

内容見本

三十二年一月十九日起

大阪商船株式会社長宛御依頼旁古賀辰四郎^{ママ}へ汽路
案左二相伺候也

拝啓時下倍御清穆奉賀候陳ハ本県下八重山群島ノ内ナル
久場島及魚釣島ハ未タ曾テ住民ナク且ツ之ヲ探検シタル
者も無之処県下那覇区宇西廿三番地平民古賀辰四郎
ヨリ借地開墾願出テ去ル廿九年八月之ヲ許可致置候
処其後僅々一ニ回ノ便船ヲ得テ漁農夫数十名派
遣二種々計画中有之只今ノ有様ヲ以テスレハ右両島トモ
地質豊饒前途必ス国益ノ一助ニモ可相成存候得共如何
セン絶海ノ孤島交通不便ノ為メ意ノ如ク事業ヲ企図
スルコトヲ得ス一手ニテ汽船ヲ借入航海セントスルモ到底
収支償ハスシテ頗ル困難致居候現狀ニ付此上ハ貴社ノ
御配意ヲ煩ソノ外他ニ良策ナカルヘク今回本人より小生
迄申出之次第モ有之尚本人儀親ク貴社ニ御依頼致
度趣候得者事情詳細御聴取候上特別ノ御考
ヲ以テ本人ノ希望貫徹候様御取扱被下度御依頼旁
本人御紹介迄草々不宣

一月十九日 奈良原繁

大阪商船株式会社長中橋徳五郎殿

※「汽船航路」の略と考えられる。

資料概要

沖縄県知事奈良原繁より大阪商船株式会社長宛の依頼文書の写し。尖閣諸島の開拓を進める上では、交通の制約が大きかった。そこで、開拓者である古賀辰四郎は、沖縄県知事に、当時本土-台湾間で船舶を運航していた大阪商船株式会社へ尖閣諸島(久場島、魚釣島)への寄港について働きかけてもらうよう依頼したところ(→No.41)、県知事による働きかけが実現したものである。

現代語訳

明治三十二年一月十九日起

大阪商船株式会社長へ御依頼かたがた古賀辰四郎の汽船航路案を左の通り伺います。

拝啓。時下ますます御清穆のことと奉賀いたします。申し上げますに、本県下八重山群島内にある久場島及び魚釣島は、これまで人が住んだことはなく、また探検をした者もおりませんでした。が、本県那覇区宇西二十三番地平民古賀辰四郎より借地開墾願が出されましたので、去る明治二十九年八月これを許可しております。その後、わずかに一、二回の便船を用意することができ、漁夫と農夫数十人を派遣するなどの計画をしております。現在の状況からみたと、右の両島(久場島と魚釣島)とも土地が肥沃であり、必ず日本の国益の一助にもなるであろうと思っておりますが、いかんせん絶海の孤島であり、交通が不便であるために思うように事業を企画することができません。一手に汽船を借り入れて航行しようにも、到底その収支をうめあわせることはできないので、大変な困難となっております。このうちは貴社(大阪商船株式会社)の御配慮を煩わす他に良策はないと、このたびは本人(古賀辰四郎)から私に申し出てまいりました。なお本人は自ら貴社に依頼したいと希望しておりますので、詳しく事情をお聞きになって、本人の希望が貫徹できるように、特別にお取り計らいいただきますようお願いいたがた本人の紹介まで。草々不宣

一月十九日 奈良原繁

大阪商船株式会社社長中橋徳五郎殿